

# 花だより

## 社会福祉法人 花

生活介護 でい工房花はな  
共同生活援助 ホーム花(桜の家・風の家)

〒259-1201 神奈川県平塚市南金目346-1  
TEL 0463(50)3080 FAX 0463(58)8798

5号 平成29年10月発行 発行人 石井真吾

### 社会福祉法人制度改革の取組み(概要)

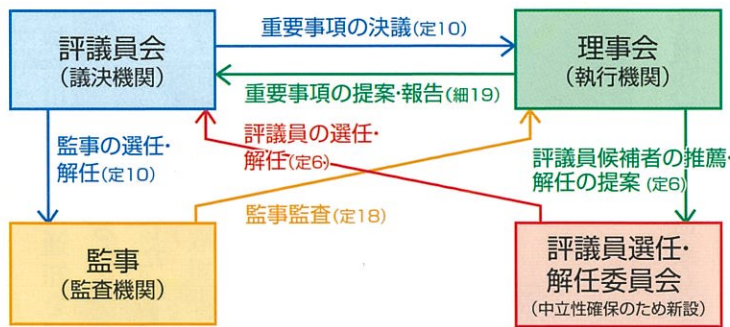
理事長 石井真吾

平成二十八年度は全国一斉に社会福祉法人制度改革が実施されました。花は社会福祉法人二年生でしたが、他の法人と同様に取組みました。公共性の高い福祉サービスを地域社会に提供するという使命を果たすために、経営組織体制を強化するとともに、コンプライアンス遵守(法令遵守)することを求められました。ねらいは、透明性の高い法人経営と公平公正な事業運営の推進です。

〈図表1〉 評議員会・評議員の位置付けの主な変更点

項目	改革前	改革後	改革の趣旨説明等
評議員会の位置付け	任意設置の諮問機関(理事会決定事項の承認)	必置の議決機関(重要事項の最終決定)	・評議員会を権限強化し、理事会への牽制機能を持たせた。
評議員の選任機関等	理事会(理事長が委嘱)	評議員選任・解任委員会(理事会に設置)	・理事は評議員の選任に関与できない。(中立性の確保)
評議員数	17名(理事が評議員を兼職)	8名(理事・監事は評議員を兼職できない)	・人数は理事(7人)より評価員(8人)が多い。
評議員の任期	2年	4年	・評議員の任期は4年後の定時評議員会終了時。

〈図表2〉 評議員会・理事会等の関係図



〔説明〕 定：定款 細：定款細則 数字：該当する条文 を表す。  
評議員会は法人運営の基本ルールや決算承認などを最終決定する議決機関になった。

### 重要事項の主なもの(定款第10条)

- 役員(理事・監事)の選任・解任
- 定款の変更
- 役員等の報酬額・支給基準
- 残余財産、基本財産の処分
- 決算関係書類の承認
- 社会福祉充実計画の承認 ほか



隣りの土地(整備工事中)



送迎車「エスクエア」

今回の制度改革により大きく変わったことの二つが「評議員会」の位置付けです。図表を使って説明すると次のようになります。〈図表1〉は主な変更点を、〈図表2〉は評議員会と理事会等との関係を表しました。平成二十九年度は、この新しい体制でスタートしたのでよろしくお願いたします。併せて、この機会に二つ報告させていただきます。一つは花の家南西側にある隣の土地のことです。これまで借用していましたが、購入の話がまとまり理事会・評議員会の承認を得られましたので取得しました。市街化調整区域に位置する雑種地であることか

ら土地の使用に都市計画法上の制限があり、当面は従来どおりバザーの会場や駐車場として主に利用することになります。もう一つは四月に送迎車を一台増車しました。車種はエスクエアで、サイドリフトアップシート一席が装着されています。年内は送迎車四台を運行可能となりました。最後になりますが、利用者及び家族の方々の高齢化の進行とともに、終の棲家や短期入所事業への対応が花にとっても現実的な課題となってきました。花も社会現象となつてきている慢性的な人手不足の状態にありますが、花ができることは精一杯がんばらせていただこうと思っております。